



むすび丸

2022年度

『みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度』 に申請しませんか

■取組宣言認証制度ってなに。

- (1) 介護人材の参入を促すために，介護事業所の人材育成や働きやすさの取組を公表（見える化）する制度です。宣言・認証事業所の情報は宮城県介護人材確保協議会のホームページに掲載します。
- (2) 介護人材の定着のため，介護事業者職場環境レベルアップのきっかけとなる制度です。
- (3) 「宣言事業所」「第1段階認証事業所」「第2段階認証事業所」と段階を上げていくことができる制度です。費用は掛かりません。申請は事業所単位です。

■認証機関は宮城県介護人材確保協議会です。

宮城県介護人材確保協議会構成団体（18団体）

公益財団法人介護労働安定センター宮城支部・
 仙台市老人福祉施設協議会・東北福祉大学・一般社団法人宮城県介護福祉士会・
 宮城県介護福祉士養成施設協会・公益社団法人宮城県看護協会・宮城県市長会・
 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会・一般社団法人宮城県社会福祉士会・
 宮城県生活協同組合連合会・宮城県町村会・
 特定非営利活動法人宮城県認知症グループホーム協議会・
 宮城県老人福祉施設協議会・宮城県老人保健施設連絡協議会・
 みやぎ小規模多機能型居宅介護連絡会・宮城労働局・宮城県教育委員会・宮城県

■2022年度取組宣言認証制度(第1段階)申請受付

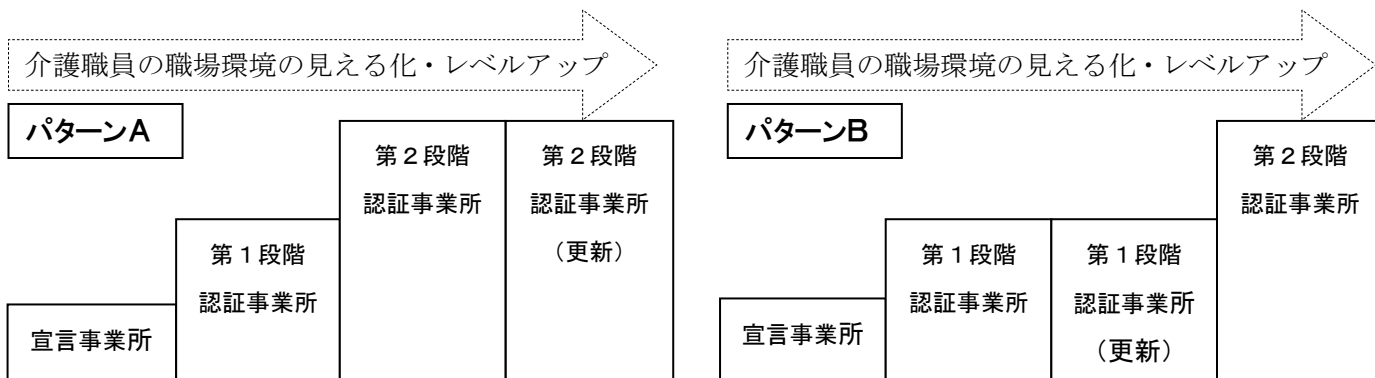
2022年10月1日(土)～2023年3月10日(金) 予定

※詳しい申請方法は、受付開始前に各事業所（サービス種別毎）及び法人本部へ案内文書を郵送してご連絡します。

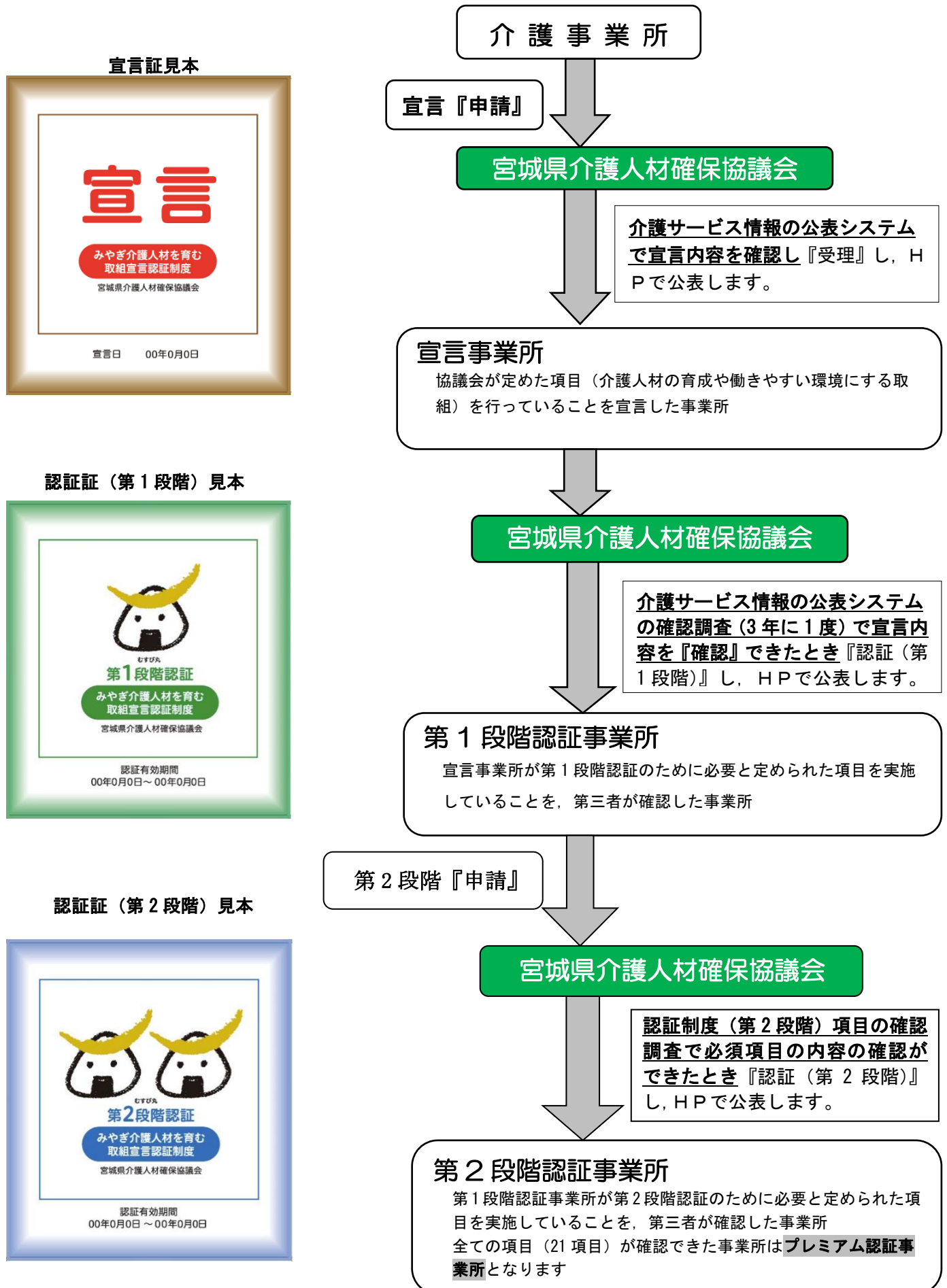
■2022年度取組宣言認証制度(第2段階)申請受付

一年を通して受付します

■認証のパターン（下記以外の様々なパターンがあります。）



■「みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度」申請から認証までの流れ



宣言証見本



認証証（第1段階）見本



認証証（第2段階）見本



■「宣言認証制度（第1段階）」の申請について

1 「介護サービス情報の公表制度」の公表情報における、下記13項目の全てが「あり」の場合申請できます。（当年度の公表システムへの入力完了してから、申請してください）

※注1 事業所は毎年、介護サービス情報【基本情報項目・運営情報項目】（義務：6項目①～⑥）を指定情報公表センターに報告します。宮城県・仙台市は、これに加えて介護サービス情報【その他】項目（任意：7項目）を独自に設定しました。

※注2 認証制度の申請には、【その他】項目（独自項目7項目：⑦～⑬）に記入する必要があります。

2 申請において全て「あり」が必要な項目＜計13項目＞

＜介護サービス情報「基本情報項目」2項目（既存）＞

- ①従業者の健康診断の実施状況
- ②事業所で実施している、従業者の資質向上に向けた研修内容・実施状況（記述）※注3

＜介護サービス情報「運営情報項目」4項目（既存）＞

- ③新任職員向け研修計画の策定（対象者有の場合）※注4
- ④新任職員向け研修の実施記録がある（対象者有の場合）※注4
- ⑤全ての現任の従業者向け研修計画の策定
- ⑥全ての現任の従業者向け研修の実施記録がある

＜介護サービス情報「『その他』項目」7項目（宮城県・仙台市設定）独自項目＞

- ⑦理念・ビジョンの明文化
- ⑧職員が理念・ビジョンについて理解を深めるための取組（ミーティングなどでの確認）
- ⑨職員の就業状況や意向を定期的に確認する仕組みの存在 ※注5
- ⑩給与体系又は給与表を導入し、職員に周知 ※注6
- ⑪就業規則作成及び周知（正規・非正規）
- ⑫仕事と育児・介護の両立を支援する取組
- ⑬新任職員向け研修計画の策定【再掲】

※注3 研修内容・実施状況は記述形式です。後段の運営情報において、様々な研修の実施記録の「あり」・「なし」を聞いていますが、ほとんどの事業所は「あり」と答えているにも関わらず、この記述がない事業所が見受けられます。ご注意ください。

※注4 新任職員がいない場合、上記2項目を非該当項目とします。新任職員がいない場合、「当該サービスに従事する全ての新任の従業者を対象とする研修を計画的に行っている」の項目欄の「新任者なし」にチェックを入れてください。（情報の公表システム上の入力も同様です。公表システム上は「新任者なし」にチェックを入れると、「新任職員向け研修計画の策定がある」「新任職員向け研修の実施記録がある」のチェックが入らなくなります。新任職員がいない場合でも、「新任者なし」にチェックを入れずに、新任職員向け研修計画を「あり」としている事業所が見受けられます。）

※注5 具体的には職員アンケート集計結果、職員の悩み相談窓口を組織内に設置していることが分かる規定、職員にむけての相談窓口の広報チラシ等、又は定期的に職員との個別面談の機会を設けていることが分かる記録、もしくは職員の要望について検討している議事録等（ミーティングなど）のいずれかで確認できることが必要です。

※注6 給与体系とは賃金がどのような賃金支払項目の組合せから成り立っているか、各賃金項目はどのような算定方法によるのかを示すもので、基本給、諸手当（家族手当・通勤手当等）、割増賃金（時間外労働割増賃金・深夜労働割増賃金等）等で構成され、就業規則あるいはそれに付随する給与規程に規定されているのが一般的です。給与表とは、勤続年数や職務成果、経験によって上がっていく具体的な基本給額のある数表です。

■「宣言認証制度（第2段階）」の申請について

1 「第1段階認証事業所」で、下記の**必須**項目について実施出来ている場合申請できます。

認証制度の第一の目的は、介護事業所の職場環境の「見える化」です。評価ではありません。必須項目をすべて実施している事業所が、みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度(第2段階)に申請できます。実施している内容のレベルは問いません。養成研修を受けた確認調査員が、実施している内容について訪問調査を行い、報告書をまとめます。

2 申請において実施していることが**必須**の「宣言認証制度（第2段階）項目」15項目

より一層取組を進める**努力**をしていることを表す「宣言認証制度（第2段階）項目」6項目

<基本項目>

1 理念・基本方針などの確立

- ① **必須** 理念・基本方針やビジョンなどを職員に周知し、業務に活かすために継続的な取組を行っている。
- ② **必須** 理念や基本方針を、利用者や家族などへ周知している。
- ③ **必須** 理念・基本方針にもとづき、職員としてなすべき事や守るべき事(倫理規定・行動規範・期待する職員像など)を明確にし、職員に周知している。

2 人材確保の取組

- ④ **必須** 福祉サービスの提供に関わる専門職(有資格の職員)の配置を決めた、必要な介護人材の体制表などがある。
- ⑤ **努力** 法人全体あるいは事業所として、特徴的な福祉人材確保(採用活動など)を実施している。

<キャリアパスと人材育成>

3 人事制度

- ⑥ **必須** 人事制度(給与・昇進・昇格等に関する基準)を定め、職員に周知している。
- ⑦ **必須** 一定の人事評価基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献などを評価している。

4 職員の研修

- ⑧ **必須** 職員の研修計画を作成し、実施している。
- ⑨ **努力** 階層別研修計画あるいは職種別研修計画を作成し、実施している。
- ⑩ **努力** 定期的に研修計画の評価と見直しを行っている。

5 職員一人ひとりの育成に向けた取組

- ⑪ **必須** 新任職員や職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが行われている。
- ⑫ **必須** 職員の技術水準の向上のための資格取得や研修会参加に対して支援している。
- ⑬ **必須** 個別面接を行う等組織の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ⑭ **努力** 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど進捗状況の確認が行われている。

<職場環境>

6 職員の就業状況や意向の把握

- ⑮ **必須** 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど職員の就業状況を把握している。
- ⑯ **必須** 職員の意向・要望を把握する取組をしている。職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- ⑰ **努力** 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。

7 働きやすい職場づくり

- ⑱ **必須** 育児・子育て・介護などと両立して働きやすくする取組を行っている。
- ⑲ **必須** 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- ⑳ **努力** 休暇取得推進・労働時間縮減のための取組を行っている。

<地域貢献>

8 地域との交流・連携

- ㉑ **必須** 研修生やボランティアの受け入れ、地域への情報提供あるいは地域との交流などを通して地域と連携を図ることで、地域に貢献する取組を行っている。

■「みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度」の宣言・認証の対象となる事業所

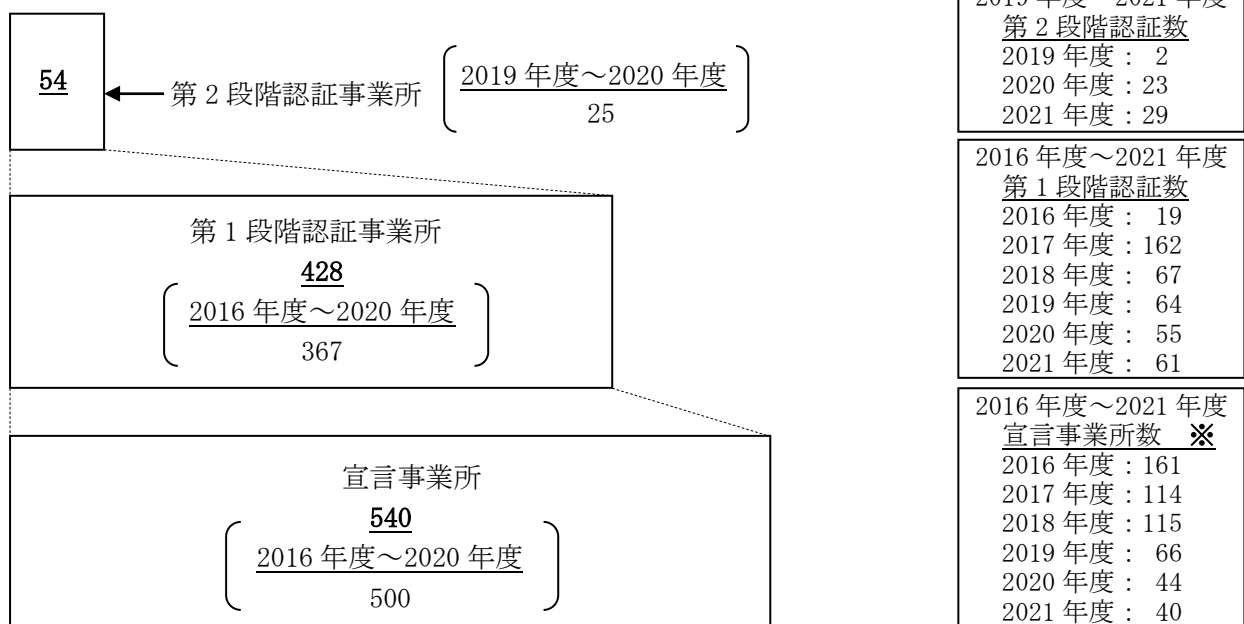
この制度では、介護サービス情報公表システムの公表項目の一部を、確認の材料として利用します。確認の材料は、人材確保・育成の状況を示す取組項目の他、2016年度から介護サービス情報の公表システムに設定された（宮城県・仙台市）独自項目も確認の材料として利用しています。

この「みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度」の申請対象となる事業所は、介護職員が在籍している下記の介護サービス事業所です。

グループ	介護サービス
A	訪問介護，夜間対応型訪問介護
B	訪問入浴介護，介護予防訪問入浴介護
E	通所介護，療養通所介護，認知症対応型通所介護，介護予防認知症対応型通所介護，地域密着型通所介護
F	通所リハビリテーション，介護予防通所リハビリテーション，療養通所介護
G	特定施設入居者生活介護，介護予防特定施設入居者生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護 ※1 養護老人ホームを除く。 ※2 地域密着型特定施設は，外部サービス利用型を除く。
I	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
J	小規模多機能型居宅介護，介護予防小規模多機能型居宅介護
K	認知症対応型共同生活介護，介護予防認知症対応型共同生活介護
L	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
N	介護老人福祉施設，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護，短期入所生活介護，介護予防短期入所生活介護
O	介護老人保健施設，短期入所療養介護，介護予防短期入所療養介護
P	介護医療院，短期入所療養介護，介護予防短期入所療養介護
Q	介護療養型医療施設 ※定員8人以下の施設を除く。 短期入所療養介護，介護予防短期入所療養介護

■宣言認証制度事業所全体状況

2022. 3. 31 現在



※数値は宣言受理数

■こんなメリットがあります

信用保証料の割引対象に

第1段階認証事業所が、宮城県制度融資『がんばる中小企業応援資金』に係る信用保証料の割引対象です。

令和3年度版

宮城県中小企業融資制度のごあんない

宮 城県中小企業融資制度とは

県、金融機関、宮城県信用保証協会が協働して行っている中小企業者向けの融資制度です。融資の申込窓口は金融機関となりますが、貴が融資原資の一部を預託したり、信用保証料の一部を負担することにより、県の定める利率、保証料率等の条件に従って、中小企業者の皆様に低利・長期の資金を融資する仕組みです。

宮城県中小企業融資制度に関するお問い合わせは **宮城県経済商工観光部商工金融課** へ

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1(宮城県庁14階)
TEL 022-211-2744(直通) <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/>

「宣言マーク」「認証マーク」の使用

宣言事業所は宣言証の「宣言マーク」を、第1段階認証事業所は第1段階認証証の「認証マーク」を、名刺や封筒、パンフレットなどに使用することができます。

職員募集情報を掲載

宣言事業所と第1段階認証事業所は、みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度ホームページに職員募集情報を掲載することが出来ます。

宣言・認証事業所検索

取組み状況で探す

- 宣言事業所 第1段階認証事業所
 第2段階認証事業所

職員募集情報

- 募集中の事業所

ハローワーク求人票の備考欄

でアピール

ハローワーク求人票の備考欄に、宣言事業所と第1段階認証事業所であることを記載し、人材育成や働きやすさの取組をしている事業所としてアピールできます。

の 送付 方法	2. Eメール
	3. その他()
送付方法	応募書類の返戻: 1. あり 2. 求人者の責任で破壊
選考に関する特記事項	(最大600文字)
担当者	担当者
	担当者(カタカナ)
	職係名、役職名
	電話番号
	FAX番号
求人に関する特記事項	(最大600文字)
求人に関する特記事項	「みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度の宣言(第1段階認証・第2段階認証)事業所」です。介護人材の育成や働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。宮城県介護人材確保協議会のホームページ https://www.miyagi-kaigo-jinzai.jp/ で事業所情報を公開しています。
求人に関する特記事項	<input type="checkbox"/> U/Iターン歓迎 <input type="checkbox"/> 外国人雇用実績あり
社会保険労務士による事務代理申込みの場合は記入	事務代理者の名称及び氏名: 事務代理者の電話番号: - -

【お問い合わせ先】

みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度事務局

(NPO法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ 内)

TEL 022-343-8565

メールアドレス sn.m33033ys@todock.coop